

犯罪の被害に遭われたあなたへ

もう、ひとりで 悩まないで

犯罪の被害にあうと・・・

自分の意思に関係なく、今までどおりの生活が送れなくなる場合があります。それまで自然とできていたことが、突然できなくなることもあります。

でも、それは決してあなたが弱いからではありません。当たり前のことなのです。

生活

- 被害を思い出してしまうので、事件があった家に住めなくなる
- 仕事ができなくなり、収入がなくなる
- 学校に行けなくなる
- 医療費や転居費用などの支出が増える

こころ・体

- 被害を思い出してしまい、恐怖・不安・怒りや自分を責める気持ちが込み上げてくる
- 不眠・食欲不振・頭痛・フラッシュバック・疲れやすい・息苦しい・動悸
- 人に会いたくなくなり外出するのが嫌になる

周 囲

- 興味本意の質問や噂話をされる
- 行政機関等から事務的な対応を受ける
- マスコミ等からプライバシーを侵害される
- 心情に沿わない励ましや慰めを受ける

つらい思いをしていませんか まずはお問い合わせください

久留米市では、犯罪被害に遭われた方のご相談や情報提供を、ワンストップで対応します。

久留米市 犯罪被害者等 総合的対応窓口

☎0942-30-9094

FAX 0942-30-9711

【時間】月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
8時30分～17時15分

【場所】久留米市城南町15-3
（協働推進部 安全安心推進課）

福岡犯罪被害者総合サポートセンターに筑後地区の相談専用電話が開設されました。電話相談やカウンセリング、病院等への付添いなど総合的に支援します。

福岡犯罪被害者総合サポートセンター

【筑後地区相談専用電話】

☎0942-39-4416

【相談受付時間】月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～16時